

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

**鳥取県人事委員会規則第6号**

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務局長専決事項	略	事務局長専決事項	略
1及び2 略		1及び2 略	
3 <u>行政職給料表の適用を受ける</u> <u>職員の職のうち課長補佐及びこ</u> <u>れに相当する職以下の職若しく</u> <u>はこれらと同等とみなされる他</u> <u>の給料表の適用を受ける職に採</u> <u>用し、又は昇任させようとする</u> <u>者の選考</u>		3 職員の職のうち <u>管理職手当が</u> <u>支給されないものに採用し、又</u> <u>は昇任させようとする者の選考</u>	
4～13 略		4～13 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。